

令和8年かすみがうら市教育委員会1月定例会 会議次第

日時 令和8年1月28日(水) 午前9時～
場所 千代田コミュニティセンター 視聴覚室

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 教育長報告
- 4 議題
 - (1) 議案第1号 かすみがうら市歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
 - (2) 議案第2号 かすみがうら市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について
 - (3) 議案第3号 かすみがうら市学校運営協議会推進委員会設置要綱を廃止する告示について
 - (4) 議案第4号 かすみがうら市学校運営協力員の定数その他に関する規程を廃止する訓令について
 - (5) 議案第5号 かすみがうら市立学校管理規則の一部を改正する規則について
- 5 その他
- 6 閉会

令和8年かすみがうら市教育委員会1月定例会 会議録

- 1 開催日時 令和8年 1月28日(水) 開会 午前 9時00分
閉会 午前 9時38分
- 2 開催場所 千代田コミュニティセンター 2階 視聴覚室
- 3 出席委員 教育長 井坂庄衛
委員 稲生耕一(教育長職務代理者)
委員 坂本雅子
委員 梶本梓
委員 松信亮平
- 4 欠席委員 なし
- 5 委員以外の出席者
教育部長 仲澤勤
学校教育課長 斎藤隆男
生涯学習課長 山口由晃
教育指導室長 坂本篤也
歴史博物館長 山口浩史
図書館長 鈴木教男
学校教育課 係長 木村祐次郎
学校教育課 課長補佐 中村基紀(書記)
学校教育課 学校教育担当 栗原希(書記)
- 6 議題
 - (1) 議案第 1号 かすみがうら市歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
 - (2) 議案第 2号 かすみがうら市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について
 - (3) 議案第 3号 かすみがうら市学校運営協議会推進委員会設置要綱を廃止する告示について
 - (4) 議案第 4号 かすみがうら市学校運営協力員の定数その他に関する規程を廃止する訓令について
 - (5) 議案第 5号 かすみがうら市立学校管理規則の一部を改正する規則について
- 7 その他

8 傍聴者
なし

9 会議の概要

開会 午前 9時00分

- 事務局** 起立、礼、着席。
それでは、これより教育委員会を開催したいと思いますので、教育長、よろしく願いいたします。
- 教育長** おはようございます。
それでは、本日は4名の委員さんが出席されておりますので、会議は成
立いたします。
これより、令和8年かすみがうら市教育委員会1月定例会を開催いたし
ます。
最初に、事前に送付いたしました12月定例会の会議録につきまして、
訂正等の連絡はありませんでしたので、こちらを決定稿とさせていただきます。
教育委員会のホームページへ掲載させていただきます。
続きまして、「教育長報告」について私からご報告させていただきます。

(資料に基づき1～2月の教育長動静について報告)
- 教育長** ただいまの報告について、何かご質問等がございましたらお願いいたし
ます。

(「質疑なし」の声あり)
- 教育長** 特に無いようですので、議事に入ります。
議案第1号「かすみがうら市歴史博物館の設置及び管理に関する条例施
行規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。
事務局、生涯学習課より説明をお願いいたします。
- 生涯学習課長** 資料3ページをご覧ください。
議案第1号「かすみがうら市歴史博物館の設置及び管理に関する条例施
行規則の一部を改正する規則について」になります。標記の件について、
別紙のとおり制定したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1
5条の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものです。
内容については、資料5ページと6ページをご覧ください。こちらに記
載のとおり、令和7年4月の行政組織改編による規則整備において、文化
振興担当の事務分掌を社会教育担当と統合しておりましたが、文化財に関
する事務については歴史博物館で担当しているということで、文書事務を
整理するものでございます。現在は6ページのとおり、文化財の保存及び
活用に関すること、文化財の教育普及に関すること、富士見塚古墳公園に
関することというのは、生涯学習課の中でも、社会教育担当の事務分掌と
なっておりますが、今後5ページの改正後のとおり歴史博物館の文化財担
当のところに移すということで、業務内容は変わりません。説明について

は以上でございます。

教 育 長 ただいまの説明について、何かご質問等がありましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長 質疑がないようですので、議案第1号については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。
次に、議案第2号「かすみがうら市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。
事務局、生涯学習課より、説明をお願いいたします。

生涯学習課長

資料7ページをご覧ください。

議案第2号「かすみがうら市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について」になります。標記の件について、別紙のとおり制定したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものです。

内容につきましては、資料9ページ、10ページをご覧ください。

まず、第4条の協議会の委員構成につきまして、第4条第2項のところの第2号、第3号の中で幼児教育施設という文言を改正後で削除している理由ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で、幼児の保護者というのは、小中学校に附属する幼児教育施設の保護者を指すものになります。本市には該当する施設がないということで、こちらを削除するものでございます。

また、第4条第2項第4号については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第47条において、学校運営協議会の委員について、地域学校協働活動推進委員等の方も学校運営に資する活動を行うものということで示されております。そのため、こちらの規則にも明確に位置付けをするものでございます。

また第10条については、学校運営に関する基本的な方針の承認ということで、公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律、いわゆる給特法というものが令和8年4月1日に施行されます。

内容としましては、校長は教職員の業務量管理、健康確保措置の実施について基本的な方針を作成し、学校運営協議会の承認を経なければならないという改正になっております。

このことから、承認についての内容に追加をしているものでございます。

最後に、第12条については10ページをご覧ください。

こちらは、学校の運営等に関する協議の結果に関する情報提供についてになります。

現在、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、情報提供については行うよう努めることということになっておりますので、こちらも同様に追記をしているものでございます。

説明については以上でございます。

教 育 長 ただいまの説明について、何かご質問等がありましたらお願いいたします。

稲 生 委 員 地域学校協働活動推進委員は、主にどのような役割を担っている方でしょうか。

教 育 長 生涯学習課長、お願いいたします。

生涯学習課長 地域学校協働活動推進委員につきましては、教育委員会の施策に協力して地域と学校との情報共有や活動を行う地域住民等への助言を行う役割を担うとなっています。

教 育 長 よろしいでしょうか。

稲 生 委 員 もう少しよろしいでしょうか。

教 育 長 お願いいたします。

稲 生 委 員 今現在、地域学校協働活動推進委員は、かすみがうら市にどのくらいいらっしゃいますか。

教 育 長 生涯学習課長、お願いいたします。

生涯学習課長 今は組織的になく、今後制定をして地域学校協働活動推進委員を選任していくような形になります。
そのために、今回こちらを改正するということになります。

教 育 長 よろしいでしょうか。

稲 生 委 員 これから制定して選任していくということで、今回この規則に地域学校協働活動推進委員の位置づけを明確化するということですね。

コミュニティスクールなどをさらに進めて、学校と地域をつなぐ役割を担う方が地域の色々な資源を利活用することで、子供たちがより活発に活動してくれることを望んでいます。

是非、そういう方々に活動していただいて、学校がさらに活性化するようお願いいたします。

教 育 長 ありがとうございます。それ以外に何かございますか。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長 そのほか質疑ないようですので、議案第2号については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号「かすみがうら市学校運営協議会推進委員会設置要綱を廃止する告示について」を議題といたします。

事務局、生涯学習課より、説明をお願いいたします。

生涯学習課長

資料1 1ページをご覧ください。

議案第3号「かすみがうら市学校運営協議会推進委員会設置要綱を廃止する告示について」になります。標記の件について、別紙のとおり制定したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものでございます。

こちらにつきましては、学校運営協議会の準備段階といたしまして、学校運営協議会推進委員会を設置しておりましたが、今年度11月に市内の全中学校及び千代田義務教育学校区で、学校運営協議会がスタートしたために、廃止するものでございます。

説明は以上になります。

教 育 長

ただいまの説明について、何かご質問等がありましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長

質疑がないようですので、議案第3号については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号「かすみがうら市学校運営協力員の定数その他に関する規定を廃止する訓令について」を議題といたします。

事務局、学校教育課より説明をお願いします。

学校教育課長

資料1 3ページをお願いいたします。

議案第4号「かすみがうら市学校運営協力員の定数その他に関する規程を廃止する訓令について」になります。

かすみがうら市学校運営協力員の定数その他に関する規定を廃止する訓令について、別紙のとおり制定したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものです。

先ほど議案第2号第3号におきまして、改正及び廃止で可決となっておりますが、これまで各学校に学校運営に関して、意見を述べるができるという立場で学校運営協力員を設置されておりましたが、学校運営協議会が全中学校及び千代田義務教育学校区毎にできまして、そちらへ移行したことからこちらの学校運営協力員は、廃止するものでございます。

説明については以上でございます。

教 育 長

ただいまの説明について、何かご質問等がありましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長 質疑がないようですので、議案第4号については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。
次に、議案第5号「かすみがうら市立学校管理規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。
事務局、学校教育課より説明をお願いします。

学 校 教 育 課 長 資料15ページをお願いいたします。
議案第5号「かすみがうら市立学校管理規則の一部を改正する規則について」になります。

かすみがうら市立学校管理規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり制定したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものでございます。

資料16ページをお願いいたします。

新旧対照表より、説明させていただきます。

今回の改正点につきましては、2点ほどございます。第3条と第19条の2で規定している部分になります。

まず下の第19条の2につきましては、先ほど議案第4号で説明をさせていただきました学校運営協力員の規定のもととなる条文となりますので、議案第4号と同様に削除ということになります。

続きまして、上の第3条の規定につきましては、学校の休業日に関わるものとなります。変更点は、太文字の部分になり、従来ですと学年始めの休業日の末日を4月5日までとされていたところを4月7日までと改正するものとなります。

改正理由としては、各学校の学年始めに年度末の事前対応というのが、教員の異動等により対応が難しいということが挙げられます。

年度初め4月1日にならないと動き出せない事案が多々ございます。現行の学年始めの休業日を5日までとしますと、この期間に土日が入る場合さらに準備期間等が短くなるという事情がございます。児童生徒の受け入れの対応に苦慮するケースも考えられることから、準備期間を配慮するという事で変更するものでございます。

なお学年始めの休業日を4月5日に変更する場合は、年間の休業日がこれまでより2日増えることとなります。もともと本市の学校の年間授業時数は、文部科学省が定める標準授業数を上回っていることなどもございますので、そちらを踏まえまして年間授業数の確保について問題は生じないということを確認しておりますので、申し添えたいと思います。

説明は以上でございます。

教 育 長 ただいまの説明について、何かご質問等がありましたらお願いいたします。

稲 生 委 員 子供たちが転校するまたはしてくるというケースもありますので、各自治体同士で休業日について調整が必要ではないかと考えています。学校の休業日については例えば近隣の土浦市や石岡市、つくば市などはどのようなになっていますか。

教 育 長 学校教育課長、お願いいたします。

学 校 教 育 課 長 確認した中では、近隣の自治体である土浦市、石岡市は7日までということで、当市と同様になる予定です。ただ、つくば市は確認ができておりません。

また、その他考えられる事例としては、当市からかなり離れた場所への異動の場合、夏休み等の休業日が異なることはあると思いますが、近隣の異動としては差しさわりはないと考えられます。

同じような事案で、冬休みの期間も変更したばかりですが、準備の確保ということで、教職員の負担軽減を図るという意味でも進めていきたいと考えていますのでよろしくお願いいたします。

教 育 長 そのほかにご質問等がありましたらお願いいたします。

坂 本 委 員 参考までにお伺いしたいのですが、先ほど文部科学省の定める年間の授業時数は、かすみがうら市では超えているというお話がありましたが、文部科学省が定めている年間の授業時数はどれくらいでしょうか。

教 育 長 教育指導室長、お願いいたします。

教 育 指 導 室 長 文部科学省が定めている授業時数は、年間週35週で計算をしております。正確な数字はこの場ではお答えできませんが、小学校ですと1,086時間が目安の時間で、今まではどの市町村でも、余裕を持って行ってきました。実際のところ年間週35週以上学校は、動いておりますのでかなり余裕を持って実施してきました。

ただ、働き方改革が推奨されるようになって、そういった授業時数も適正な授業時数で実施してくださいという通知も来ておりますので、そのような形となっております。

教 育 長 よろしいでしょうか。

坂 本 委 員 ありがとうございます。

教 育 長 そのほかにご質問等がありましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長 質疑がないようですので、議案第5号については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。
以上で、本日の付議案件の審議は、すべて終了いたしました。
次に、事業報告及び事業計画の事項に入ります。
学校教育課より、順次、説明をお願いいたします。

(学校教育課の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(学校教育課教育指導室の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(生涯学習課の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(歴史博物館の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(図書館の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

教 育 長 ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

稲 生 委 員 教育指導室の2月13日のかすみがうら市リーディングDXスクール事業及び生成AIパイロット校成果報告会について、こちらの案内はどこまで周知をする予定ですか。市内だけでなく、県、全国になるのかそのところをお聞きしたいと思います。

教 育 長 教育指導室長、お願いいたします。

教育指導室長 こちらに関しましては、成果報告会になりますので、ホームページもリーディングDXスクール事業のホームページにも掲載されますので、全国規模での案内になるかと思えます。
そこからどれだけ参加していただけるかということになります。
また、市内全校にも案内を配布していきたいと考えています。

教 育 長 よろしいでしょうか。

稲 生 委 員 全国規模での案内ということですね。

教育指導室長 はい。そこからどれだけの方が参加していただけるかと思っています。

教 育 長 よろしいでしょうか。そのほかにいかがでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長 続いて、その他の事項に移ります。
その他報告事項又は質問等ありましたら、お願いいたします。

(「特になし」の声あり)

教 育 長 その他、特になければ、次回定例会の日程を決めたいと思います。
次回の教育委員会2月定例会は、令和8年2月18日(水曜日)午前9時から千代田コミュニティセンター視聴覚室で行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 それでは、そのようにいたします。
以上で、本日の教育委員会1月定例会を閉会いたします。

お忙しい中、ご審議、誠にありがとうございました。

事 務 局

起立、礼。

閉会 午前9時38分

- | | |
|---------|--------------|
| 10 議決事項 | 議案第 1号について可決 |
| | 議案第 2号について可決 |
| | 議案第 3号について可決 |
| | 議案第 4号について可決 |
| | 議案第 5号について可決 |